



2022年3月23日

各 位

会社名 ポールトゥウィン・ピットクルー
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋 鉄 平
(コード番号：3657 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部部長 山内 城 治
(TEL：03-5909-7911)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、商号の変更を含む定款の一部変更について、2022年4月21日開催予定の当社第13回定時株主総会に、以下のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社の国内主要事業会社であるポールトゥウィン株式会社、ピットクルー株式会社及び株式会社クアーズは、経営効率化を進め、企業規模、サービス力を活かして、これまで以上に顧客企業の企業価値向上に貢献することを目的として2022年2月1日付でポールトゥウィン株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。これに伴い、当社の社名もポールトゥウィンホールディングス株式会社へと変更することといたしました。

(2) 新商号（英文表記）

ポールトゥウィンホールディングス株式会社（英文：Pole To Win Holdings, Inc.）

(3) 変更予定日

2022年4月25日

2. 定款変更の理由

(1) 上記1に記載の商号変更を行うべく、現行定款の（商号）を変更するものです。なお、この現行定款の変更は、2022年4月25日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

(2) 「自己の株式の取得」を規定した条項において、引用する会社法条文数に誤りがあったことから、これを修正するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

- ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて、監査等委員である取締役の増員を可能とするため、監査等委員である取締役の員数上限を変更するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当社は、 <u>ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>PoletowinPitcrew Holdings, Inc.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、 <u>ポールトゥウィンホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Pole To Win Holdings, Inc.</u> と表示する。
(自己の株式の取得) 第 11 条 当社は、取締役会の決議によって会社法第 165 条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第 11 条 当社は、取締役会の決議によって会社法第 165 条第 2 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(商号変更に関する経過措置)</u> <u>第3条 第1条(商号)の変更は、2022年4月25日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日後削除されるものとする。</u>

4. 日程

- | | | | |
|-----|-----------------|-------|----------------|
| (1) | 定款変更のための株主総会開催日 | | 2022年4月21日(予定) |
| (2) | 定款変更の効力発生日 | 第1条 | 2022年4月25日(予定) |
| | | 第1条以外 | 2022年4月21日(予定) |

以 上